

第4回 ETC 関連技術の活用に関する研究会 議事概要

1. 開催日時・場所

日時：平成 18 年 1 月 30 日（月） 13:30～15:00

場所：虎ノ門パストラル「マグノリア」の間

2. 出席者

今井座長、金子委員、長谷川委員、松本委員

3. 議事概要

- 利用車番号方式では、利用車番号変換ソフトにより変換された利用車番号を使ってサービス提供することになるが、サービス提供にあたっての認証行為が、サービス提供事業者の責任であることを明示しておくべき。
- 利用車番号方式は、ETC 車載器に依存したシステムであること、また、利用車番号方式の実際の運用にあたっては、利用者に対し留意すべき点があるということをはっきり伝えることは非常に重要。
- 全体のセキュリティを確保していくためには、各事業者における契約者データベースの管理は適切に実施してもらうことが必要。
- 利用者番号方式の導入にあたっては、セキュリティ確保、個人情報保護等の観点から、サービス提供事業者に対して様々なことを指示することになるが、その際には、ガイドラインを作成する等、具体的に指示することが必要。
- 利用車番号変換ソフト及び利用車番号の管理については、機器番号管理者は責任を負わないことを利用者に納得してもらうことが必要。
- 車載器譲渡時に誤請求等の問題が発生しないようにするためには、利用者に対する注意喚起のみならず、中古車販売店や ETC セットアップ事業者等にも注意喚起することが有効。
- サービス提供事業者と利用者との間を結ぶプラットフォームとなる事業者があれば、利用者はサービス事業者ごとに手続きを行わなくても、一回の手続きで申し込みや解約ができ便利。

以上